

全弓連発第 7 - 71 号

令和 7 年 1 0 月 7 日

地連会長 各位

公益財団法人 全日本弓道連盟
会 長 永 谷 喜一郎



猛禽類の矢羽の違法な取引の問題に関する注意喚起

このたび、当連盟では猛禽類の矢羽の違法な取引の問題に関する過去の調査で確認された「ササキと名乗る人物」から最近になってまた連絡を受けたという会員からの情報を入手いたしました。

現時点で、連絡の目的や、以前に確認された者と同一人物なのか等は不明ですが、貴地連の会員の皆様には、不審な人物から連絡を受けた場合には十分ご注意ください。決して違法な矢羽の取引には関与しないようご周知いただくとともに、「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」の作成・携行を徹底していただくよう、ご周知ください。

当連盟では、種の保存法やワシントン条約の規制対象となる可能性ある矢羽の取引等につき、環境省とも連絡をとりながら対応を続けておりますので、引き続きご理解とご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上